

資料編 3 (文書資料)

現在、吉野作造記念館の事業や管理運営は「吉野作造記念館条例」「同条例施行規則」、その他関連法規に基づいて行われている。また、指定管理者制度の実施については、大崎市と指定管理者であるNPO古川学人との間で「吉野作造記念館の管理に関する基本協定書」等が締結されている。

しかし、これらはあくまで大枠を定めたもので、細部に関しては別途様々な規程や取り決めがある。

特に記念館の場合、開館前から民営化に至る過程で、設置者である大崎市（古川市）の他に、吉野先生を記念する会とNPO古川学人が事業受託者として関与した。これら関連団体間の関係性や取り決め事項は、関連法規に準じるものとして把握しておく必要があるが、指定管理者制度の下では、設置者である自治体職員は日頃から記念館事業に深く関わる機会が無く、一方指定管理者であるNPO古川学人をはじめ関連団体は民間事業者・団体であり、組織の継続性という点で安定性が低い。そのため、運営上の重要事項が時の経過によって失念される懸念がある。

そこで以下では、紙幅の可能な範囲で、記念館運営に関する重要な考え方や取り決めに示した文書を掲載し、またその理解の仕方を共有するため解説を付した。あわせて、旧古川市以来の吉野作造顕彰活動の歴史を考える上で重要な歴史資料のうち、これまで特に活字として共有化されて来なかったものを掲載した。今後、吉野作造記念館の運営に携わる人々、地域の先人顕彰のあり方に関心のある人々の役に立てば幸いである。

なお、文書の題名で「法人文書」とある場合、以降の括弧は文書が入っている簿冊名、記号・数字は簿冊の仮整理番号である。法人文書については本書凡例を参照されたい。

【資料1】河村又介『「古川学人吉野作造之碑」撰文』、1966年9月

吉野先生は東京帝国大学に奉職、政治学及び政治史の講座を担当してヨーロッパ近代史、中国革命史、明治史等を講じたが、常に清新な講義と懇切な指導によつて学生の信望を集めた。

先生は学外においても新聞、雑誌講演等によつて民本主義の鼓吹に力め、ために民本主義の思潮は一世を風靡して所謂大正デモクラシーの時代をもたらした。先生は又無産政党的の結成を斡旋したり、福祉事業たる賛育会病院を創設したりした。

先生のこれらの言行は凡てキリスト教の信仰に培われた人道主義の発露であつた。

先生の恩顧を受けその徳を慕うもの、郷党は固より学界、思想界、言論界、政界、宗教界に亘つて極めて多い。

昭和四十一年九月

門弟 河村又介撰

【解説】 本資料は、1966（昭和41）年11月27日に除幕された「古川学人吉野作造之碑」の裏面に配された撰文である。同碑ははじめ古川市民会館（現大崎市民会館）敷地内に建設され、1995（平成7）年の吉野作造記念館開館に合わせ館入

口前に移設された。撰者の河村又介は吉野作造の初代助手で、のちに東北帝国大学教授、九州帝国大学教授などを歴任、戦後は最高裁判所判事を務めた。さらに 1950（昭和 25）年に設立された吉野博士記念会の発起人、常任幹事となり、吉野顕彰運動の草創期を支えた。河村の遺品として後に古川市に寄贈された「吉野博士記念会例会記録」は、吉野を直接知る人々によるオーラルヒストリーとして貴重な資料である。（佐藤）

【資料 2】祇園寺信彦「吉野作造博士」

(1)1983（昭和58）年版

吉野作造博士

博士は明治 11 年（1878 年）1 月 29 日古川市十日町で生れた。東大教授だった博士はいかなる人に対しても、また韓国中国の人に対してもその人のために尽力し、これが大きく国政になっても政治は国民のためになるよう主張、国民から離れた元老や貴族院、軍部などの特権を抑え、天皇制はそのままとしながら、国民の選ぶ議会が中心となり、政党内閣の首相のもと国民に責任もち国民の意向を汲む政治を迫害にめげず力説した。このような博士の民本主義の主張は結局、敗戦という大きな犠牲を拂って初めて日本国憲法で実現するのである。思えば博士は、戦後のこの憲法を 40 年も前に先取りし、国を愛した偉大な先覚者であった。

博士は反対しつづけた満州事変のさなか、昭和 8 年 3 月 18 日満 55 歳で亡くなられたが、今年はまさに没後 50 年に当たるのである。

（文責 祇園寺信彦）

(2)1990（平成2）年版

吉野作造博士

博士は明治 11 年（1878 年）1 月 29 日古川市

十日町で生れた。東大教授だった博士は、日本の政治の在り方が欧米に比べて余りにも後れていることを憂い、政治は国民をもととするよう主張し、天皇制は認めた上で、国民から離れた元老や枢密院は廃止、貴族院や軍部などの特権を抑え、国民の選ぶ議会が中心となって、政党内閣の首相のもとで国民の意向を汲み、国民の幸福を目指す政治を実現すべく、抑圧にめげず力説した。このような博士の民本主義の主張は結局、敗戦という大きな犠牲の上で初めて日本国憲法で実現するのである。思えば博士は、戦後のこの憲法を 40 年も前に先取りし、国を憂い国を愛した偉大な先覚者であった。

博士は反対しつづけた満州事変のさなか、昭和 8 年 3 月 18 日満 55 歳で亡くなられたのである。

（文責 祇園寺信彦）

【解説】 本資料は、吉野先生を記念する会の祇園寺信彦（東北大学名誉教授）による一文。1983（昭和 58）年の吉野作造没後 50 年記念として発行された「郷土のしおり 絵入官製はがき」（古川・古城郵趣会、吉野先生を記念する会）に寄せられたのが初出と思われる。簡潔ながら要を得たこの吉野評は、1990（平成 2）年 6 月、吉野作造記念館建設構想の本格化に合わせ吉野先生を記念する会が発行したパンフレット「大正デモクラシーの先覚者吉野作造のふるさと ふるかわ」にも、修正が加えられた上で掲載された。この修正版はその後「（仮称）吉野作造記念館建設趣意書」や「古川 21 フォーラム」など吉野先生を記念する会・古川市による吉野顕彰事業のパンフレット、さらに吉野作造記念館の来館者配布用パンフレットにも転載され、さらに一部修正を加えつつ 2025（令和 7）年現在まで使用されている。

（佐藤）

【資料3】「(仮称) 吉野作造記念館建設趣意書」,
1991年, 法人文書:「吉野作造記念館資料(1) (吉
野先生を記念する会関係)」, 整-88/3-a-1

【仮称】吉野作造記念館建設趣意書

古川市は、宮城県北部の大崎耕土の中心に位置し、水と緑に恵まれた、自然景観豊かで、良質米「ササニシキ」のふるさととして、また、日本最古の「馬場壇 A 遺跡」をはじめ、多くの歴史と優れた文化を有する県北部の中心都市として発展しております。

本市では、来たる 21 世紀を迎えるにあたり、市民の総意により、「市民総参加」と「人間本位のまちづくり」を基本理念に、快適で文化の薫りのする、個性的で、活力にあふれ、住み良いまちづくりに励んでいるところであります。

市は、今般、市制施行 40 周年を記念し、郷土の生んだ大正デモクラシーの先覚者であり、民本主義を提唱した吉野作造博士の偉業をたたえとともに、市民の文化交流の場、地域文化の創造・発信施設として、吉野博士の記念館建設計画を推進しております。

つきましては、本記念館の建設趣意をご理解戴きますとともに、ご協力をお願い申し上げるものであります。

記

■建設理念

市民の記念館建設機運の高まりを背景に、郷土の誇りである大正デモクラシーの先覚者、吉野作造博士の偉業をたたえとともに、市民が気軽に文化に親しみ、地域文化の発信・創造施設として、記念館を建設する。

また、吉野博士の目指した「時代先見性と未来性」と“古川学人”として、郷土と民衆を愛した「人間吉野作造」を建築物に盛り込む。

■施設内容

エントランスホール・常設展示室・企画展示室・研修室・講座室・資料室・会議室・記念ホール 外 [延床面積 2,000 m²]

■建設場所

市内荒雄公園内

■概算事業費

9 億円【建築・7 億円／展示関係・2 億円】

■事業推進計画

平成 2 年度…基本構想策定

平成 3 年度…基本設計・実施設計作成

平成 4 年度…建築工事・展示物整理

平成 5 年度…開館

■運営

博物館機能を重視し、教育・普及効果のための、全国レベルの各種ソフト事業を展開する。

・「吉野作造賞」受賞者の講演会の開催

・「吉野基金」の創設

・「吉野塾」の開設

・少年使節団の海外派遣

・市民手づくりコンサートの開催

平成 3 年 月

宮城県古川市長 千坂 侃雄

吉野先生を記念する会

【解説】 本資料は、古川市制施行 40 周年記念事業の目玉として 1990 (平成 2) 年度に始動した吉野作造記念館建設計画のパンフレットである。公表されたものとしては最も古いと思われる。まだ施設名は(仮称)とされているが、建設場所は荒雄公園内に決定し、1993 (平成 5) 年度の開館を目指していたことが分かる。またこの時点の計画では、延べ床面積は現在の施設よりも 300 m²ほど広く、講座室や研修室・企画展示室とは別に「記念ホール」という空間が設けられる予定だった。1991 (平成 3) 年 3 月には吉野遺族の招待事業として吉野長女の土浦信夫妻が来古したが、本

資料はその際に兩人へも渡されている。

なお、文中で「日本最古」とされている「馬場壇 A 遺跡」は、2000（平成 12）年 11 月に発覚した旧石器捏造事件に伴う再調査により、2025（令和 7）年現在は旧石器時代遺跡としての登録を取り消されている（縄文・弥生・古墳時代の遺跡として登録）。（佐藤）

【資料 4】「（仮称）吉野作造記念館 建設基本構想」[抄]，1991年3月，古川市，法人文書：「吉野作造記念館建設に係る協議事項」，整 - 235/6-5

I 建設基本理念

設立の意義と目的

「文化の時代」「地方の時代」と言われて久しいものがあります。特に地方にあつては、ふるさを見つめ、自らのよって立つ地域のアイデンティティを求める機運が高まっています。また、文化に向ける人々の関心も、受け取るという受け身型の志向から、地域の個性を基盤に新たな文化を創造していく方向へと変化しています。

こうした社会的背景から、地域の先人を顕彰し、その業績を広く周知する記念館の使命は、従来に増して大きなものとなってきています。

この意味から考えると、本市は、大正デモクラシーの先覚者・吉野作造博士の出身地として、非常に大きな文化的遺産を有しているといえます。折しも市制 40 周年を記念し、また、議会開設 100 年を期に、市民の間からも「（仮称）吉野作造記念館」建設の機運が高まっています。

こうした動きの中、本市では、「古川市新総合計画」の中で、市民の文化活動への欲求の高まりに対応して、新たな文化施設建設を検討しているところです。

水と緑、豊かな大地・自然に恵まれ、多くの歴史と伝統を有し、宮城県北の中核都市として発展

してきた古川市——。その、地域固有の歴史と伝統を継承するとともに、豊かな文化的資源、恵まれた自然環境や歴史の中で培われた特性など、持てる力を新しい目で見直し、再発見し、活かす努力によって、来たるべき時代を拓く英知と実行力を育むために、新たな文化施設建設の持つ意義は大変大きなものがあります。

これまでも本市では、博士の業績を正しく理解し、これを郷土の誇りとして永く後世に伝えるために、昭和 37 年に「吉野先生を記念する会」を結成し、活動を展開、昭和 41 年には記念碑の建立をはじめ吉野文庫の設置、関係資料の収集など、その顕彰を推進してきたところです。

こうした地域の努力を発展させる形で、「（仮称）吉野作造記念館」の建設を計画していくことは、地域の魅力の再発見、市民の生涯学習意欲や文化的欲求への対応等、地域の活性化と、より豊かな文化の発信という意味に加え、今日の市民社会の基礎であるデモクラシーの意味を問い直すという意味からも、大変意義深いことといえます。

そこで、本計画に当たっては、市民の誇りである博士の偉業をたたえ、今日におけるデモクラシーの発展・形成における歴史的役割を振り返るとともに、地域文化を支える市民社会のあり方を展望し、そうした市民社会を基礎に創造され、発信される地域の文化を醸成し、育成していく記念館を目指し、計画を進めていくものとします。

すなわち、デモクラシーに根ざす市民社会のあり方を常に視野に置き、考えていく記念館であるとともに、市民の文化活動に積極的に寄与する記念館の創設を目的とします。

基本理念

前記のような目的を、吉野作造博士を基軸として展開し集約させていくために、施設の機能を、内容面からより深耕し、テーマ的に融合させてい

くこととします。つまり、「(仮称) 吉野作造記念館」では、吉野作造博士を通して、何を伝え、何を創造し、発信していくのか、施設全体を貫くコンセプト創出を図ります。

ここでは、吉野作造博士が生涯を通して提唱してきた民本主義と、それを体現した現代の市民社会に着目し、地域社会と吉野作造博士をつなぐキーワードとして、『デモクラシー』を位置づけ、それに従ってコンセプトの創出を試みることにします。

現代に生きる市民たちは、吉野作造博士が目指した彼方を歩み続けているわけですが、その前途には、今日の多くの問題が山積しています。より理想的な市民社会の実現に向けて、『明日の市民社会を考える』ことが、今ますます重要になってきていると言えましょう。

そこで、『デモクラシー』を設立の意義の根底に置く本施設を、『明日の市民社会を考える』拠点施設として位置づけ、事業活動の全てにこのコンセプトを反映させていくこととします。

吉野作造博士を顕彰することは、博士の生前の業績を知らせることだけで、その目的が達成されるという性格のものではありません。理想とされる市民社会を考え、創造していく不断の歩みを続けることで、真の意味での顕彰を目指します。

その意味から、本施設で催されるセミナーや講演会等の教育普及活動やさまざまな情報提供活動も含め、事業活動の全てについて、そうした顕彰の一環としての位置づけを意識し、計画していくよう配慮していくものとします。

求められる役割

本施設は、吉野作造博士に関する資料・情報を中心に、未来を見つめる新しい地域の文化施設として、地域住民の知的・文化的欲求を満たしつつ、新たな地域文化創造の契機ともなることが期待さ

れます。

そこで、本施設では、従来の個人記念館の枠をより積極的に広げた形で、地域社会への教育普及、研究、知的な楽しみ等の機能が複合した、新しい形の文化施設の創出を目指すところです。

施設の内容の設定にあたっては、その利用・活用の目的に応じて、多面的なサービス機能を持たせることが必要であり、一般市民、児童・生徒、研究者、観光客など、想定される利用者層に沿って、総合的できめ細かなサービス機能を充実していくこととします。さらに、こうしたさまざまな活動を有機的に連携させていくことで、本施設の基本理念である“明日の市民社会を考える”施設づくりを目指し、本市の市民文化活動に積極的に寄与していく施設としての役割を担うことを目指します。

【解説】 吉野作造記念館設置者である古川市が建設計画当初に策定した基本計画のうち、基本的理念をまとめた部分を抜粋した。地域文化の核として吉野作造やそのデモクラシーの理念があること、古川市では吉野先生を記念する会と連携して長らく顕彰活動を進めてきたこと、地域文化・市民社会創出の拠点作りを目指すことなどが具体的に記されている。自治体文化行政の中で記念館がどのような位置を占めているのかを、理念の上でも実際の経緯の上でも明瞭に示した文書である。

【資料 3】とあわせて読むことで、記念館の建設に古川市が優れた理念と展望を持っていたことがあらためて確認できる。

(小嶋)

【資料 5】「吉野作造記念館管理運営業務委託契約書」[抄]，2002年，法人文書：(各種文書)，整-3 28/11-a-4

古川市（以下「甲」という。）とNPO「古川

学人」代表 佐々木源一郎（以下「乙」という。）は、民間委託の意義が「行政と民間の相互信頼の精神により、“まちづくりの対等なパートナー”として協働すること」にあるとの認識に基づき、吉野作造記念館（以下「記念館」という。）の管理運営業務（以下「業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（業務の内容）

第1条 委託する業務の内容は、別紙1によるものとする。

（委託の期間）

第2条 業務の委託の期間は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までとする。ただし、委託期間満了の日までに、甲乙いずれからも解約の申し出がないときは、この契約は1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（委託料）

第3条 委託料の額及び支払の時期は、次のとおりとする。

（1）委託料の額は、金28,875,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金1,375,000円）とする。

（2）委託料の支払時期は、4月と10月とする。

2 委託料の精算を行う業務は、別紙2に掲げる業務とし、乙は、委託期間終了後1月以内に精算を行うとともに精算明細書により甲に報告するものとする。

3 精算により残額が生じたときは、第1項第1号の額は、その残額分を減額するものとする。

（業務の原則）

第4条 乙は、記念館をその設置趣旨に従い、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

（業務の処理方法）

第5条 乙は、吉野作造記念館条例及び吉野作造記念館管理規則の規定を厳守のうえ、業務を処

理しなければならない。

2 乙は、業務を円滑に行うため業務規程を定めなければならない。

（業務の依頼禁止）

第6条 乙は、自らの責任において業務を行い、他の者に業務を依頼することはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときはこの限りでない。

（損害賠償）

第7条 乙は、記念館の全部又は一部を、故意又は過失によって、き損又は滅失したときは、乙の負担において原状に回復するとともに、これによって甲に生じた損害を賠償しなければならない。

（業務状況等の報告）

第8条 乙は、甲に対し次に掲げる事項を報告しなければならない。

（1）毎月の利用状況等に関する事項 翌月10日まで報告

（2）予算に関する事項 10月30日まで報告

（3）決算に関する事項 4月30日まで報告

2 乙は、業務の執行上、重大な問題が発生した場合は、直ちに甲に報告するとともに適切な措置を講じなければならない。

（業務の調査等）

第9条 甲は、乙の業務処理状況を随時調査し、又は必要な報告を求め、及び業務処理に関し、必要な指示をすることができる。

（業務の監査）

第10条 乙は、地方自治法第199条第7項の規程に基づき、古川市監査委員の監査を受けなければならない。

（契約解除等）

第11条 甲は、次に掲げるいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に違反したとき。

（2）業務の処理が不適当と甲が認めたとき。

（3）乙がこの契約を履行することができないと

甲が認めたとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は甲にその損失の補償を請求することができない。

3 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(信義)

第 12 条 甲乙とも信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第 13 条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決にあたる。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 14 年 4 月 1 日

甲 古川市七日町 1 番 1 号

古川市長 佐々木謙次 (印)

乙 古川市福沼一丁目 2 番 3 号

NPO「古川学人」

代表 佐々木源一郎 (印)

【解説】 指定管理者制度導入以前の 2002 ～ 05 (平成 14 ～ 17) 年度に、古川市と NPO 古川学人との間で締結された受託契約書。現在、大崎市と NPO 古川学人との間で締結されている指定管理基本協定書は極めてスタンダードな内容で、特段の特徴は見られない。これに対して本資料は、前文にある「まちづくりの対等なパートナー」という表現が NPO 古川学人側の交渉担当者による強い要望を反映した結果であるなど、2000 年代初頭に地域活性化に取り組んだ民間側の考え方

や強い意志を含んだものになっている。記念館民営化の原点として特に重要だと考え、ここに掲載した。なお、正式には 2002 (平成 14) 年 4 月 1 日段階では NPO 古川学人は法人としての認可を受けていない任意団体であり、後日にあらためて正式発足した NPO 古川学人がこの受託契約を引き継ぐ旨が再度契約によって確認された。

(小嶋)

【資料 6】「覚書」、NPO 古川学人 - 吉野先生を記念する会、2004 年、法人文書：「平成 19 年度吉野先生を記念する会」、整-429/16-b-8

覚書

吉野先生を記念する会 (以下「会」と称する) は、昭和 30 年代から活動を開始致しております。また「会」は吉野作造記念館建設にあたっては、その中心的役割を果たすと共に、記念館の運営受託のための組織設立にも多大な貢献を致しているところであります。

今般、これらの事を踏まえながら、「会」の運営に関し、NPO 法人「古川学人」(以下「NPO」と称する) との間で次の事について覚書を取り交わし、もって吉野作造記念館の所期の目的達成に一層邁進する事と致します。

1, (相互協力)

「会」と「NPO」とは、それぞれが主催する行事等を開催する場合は事前に十分打ち合わせをし、その事務処理などについて相互協力を惜しまない事とします。

2, (施設利用料の免除)

「会」が主催する行事や会合などに吉野作造記念館を使用するときは、その使用料については、これを免除する事とします。

3, (「会」への専用書庫の提供)

「NPO」は「会」の保有する書籍および事務用品などの保管に供すべく、専用書庫 1 ケを提供する事とします。

4、(「会」の会費の収納代行)

「会」の会員が、その会費を吉野作造記念館にて納入しようとする場合は、「NPO」はその授受事務を代行し、速やかに「会」の事務局長に連絡する事とします。

5、(書籍の売り上げ処理)

「会」の保有する書籍等の販売に付いては、「NPO」がこれを代行し、売上金の 20 %を減じたものを「会」に納入する事とします。

なお精算は毎月末に行う事とします。

6、(「会」の会員の入館手続き)

「NPO」は「会」の会員が見学の為に入館する際、「会」が発行する会員証を提示された場合は、提示者本人プラス 1 名まで無料にて入館させる事とします。

また、当該処理にかかる入館料金は、入館料規定(大人@ 250 円、高校生@ 160 円、小中学生@ 80 円)によって「NPO」が「会」あて毎月末精算請求し、「会」はそれに基づいて「NPO」に入金します。

なお「会」は会員名簿および受付表を事前に「NPO」に提供する事とします。

7、(その他問題の処理)

上記に掲げる項目以外の問題が発生したときは、適宜協議を行い、前向きに解決する事とします。

8、(覚書の有効期限と更新)

この覚書は平成 16 年 4 月 1 日から発効し、1 年ごとに更新する事とします。ただしどちらか一方から何らかの申し出が無い限りにおいては自動的にこれを継続する事とします。

以上確認し、相互に署名捺印し、当該覚書をそれぞれ 1 通ずつ保管します。

平成 16 年 4 月 1 日

NPO 法人「古川学人」

理事長 佐々木源一郎 (印)

吉野先生を記念する会

会 長 高橋 よし子 (印)

【解説】 記念館の設立～運営に深い関係を持つ両団体の間で取り交わされた覚書。現在でも失効していないはずだが、本書編纂に際してこの文書を発見するまで、こうした約束があったこと自体を現在の記念館職員は知らされていなかった。覚書中、第 1 項の「相互協力」や第 3 項の「専用書庫の提供」は現在でも慣習的に継続しているが、それら慣習の由来として確認しておく。(小嶋)

【資料 7】「吉野作造記念館資料の取扱要領」

[抄], 大崎市教育委員会, 2020年3月

○吉野作造記念館資料の取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、吉野作造記念館条例施行規則(平成 18 年大崎市規則第 249 号)第 16 条に基づき、吉野作造記念館条例(平成 18 年大崎市条例第 132 号。以下「条例」という。)第 10 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における、吉野作造に関する資料(以下「資料」という。)の購入、寄贈、寄託、借用、特別利用に関する取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資料 条例第 4 条第 1 号に規定する資料で、指定管理者が購入又は寄贈により受入れた資料をいう。

(2) 寄託資料 所有者からの寄託の申出を受け、指定管理者が展示活用及び調査研究のため受託し

た資料をいう。

(3) 借用資料 指定管理者が、展示活用及び調査研究のため所有者から一時的に借用した資料をいう。

(購入)

第3条 指定管理者は、資料を購入したときは、吉野作造記念館資料台帳（以下「台帳」という。）に登録するものとする。

(寄贈)

第4条 指定管理者は、資料を寄贈しようとする者（以下「寄贈者」という。）から、資料寄贈申込書（様式第1号）の提出を受け、寄贈受入の可否を決定するものとする。

2 指定管理者は、資料の寄贈を受入れたときは、資料受納通知書（様式第2号）により寄贈者に通知するものとする。

3 指定管理者は、資料の寄贈を受入れたときは台帳に登録するものとする。

(寄託)

第5条 指定管理者は、資料を寄託しようとする者（以下「寄託者」という。）から、資料寄託申込書（様式第3号）の提出を受け、受託の可否を決定するものとする。

2 指定管理者は、資料の寄託を受入れたときは、寄託資料受託通知書（様式第4号）により寄託者に通知するものとする。

3 指定管理者は、資料を受託したときは吉野作造記念館寄託資料台帳（以下「寄託台帳」という。）に登録するものとする。

4 寄託期間は1年度とし、年度途中における寄託は当該年度の4月1日から起算し、寄託期間が終了する年度の1月末日までに、寄託期間終了通知書（様式第5号）により寄託者に通知するものとする。

5 寄託資料の返還日、その方法等については寄託者と協議の上、決定するものとする。

6 指定管理者は、寄託資料を返還する場合は、寄託時に所有者に通知した寄託資料受託通知書と引換えに当該寄託資料を返還するものとする。この場合において、寄託者は受領書（任意様式）を指定管理者に提出するものとする。

7 寄託資料の受託時及び返還時の輸送及び修理については、寄託者の負担とする。ただし、展示及び保管のため緊急に輸送及び修理を要する場合は、寄託者と協議の上、指定管理者の負担で行うことができるものとする。

8 指定管理者は、寄託資料の保管及び展示について、資料と同等に扱い、その責を負う。ただし、災害その他不可抗力による汚損、破損及び亡失の場合は、この限りではない。

9 寄託資料は、出版物等への転載、展覧会等への貸出、研究調査を目的とした撮影、複写等を行うとする者は、寄託者の承諾を得た上で必要な手続きを行わなければならない。

10 寄託資料の活用方法は、指定管理者が決定するものとする。

(寄託期間の延長)

第6条 指定管理者は、寄託者が寄託期間の延長を希望する場合は、寄託期間終了の翌年度4月1日付けで、寄託者から資料寄託申込書の提出を受け、受託の可否を決定するものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により寄託期間の延長を決定した場合は、寄託資料受託通知書により寄託者に通知するものとする。

(寄託の変更)

第7条 指定管理者は、寄託者の氏名若しくは住所の変更又は寄託資料の所有者が変更になった場合は、寄託者変更届（様式第6号）の提出を受けけるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定による届出を受けた場合は、寄託台帳を更新するものとする。

3 第5条第4項に定める寄託期間の終了通知に

対し、寄託者からの回答がないまま 2 年が経過した場合、指定管理者は必要に応じて当該の寄託資料を寄託台帳から台帳に登録し、以後は、資料として管理及び運用するものとする。ただし、寄託者との連絡が回復した場合は、直ちに寄託台帳への登録に復するものとする。

(借用)

第 8 条 指定管理者は、吉野作造記念館における展示又は調査研究等のため所有者から一時的に資料を借用する場合、資料借用書（様式第 7 号）により通知し、その副本を保管するものとする。

2 指定管理者は、借用資料を返還する場合は、借用時に所有者に通知した資料借用書と引換えに当該借用資料を返還するものとする。

3 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、所有者が資料借用書を紛失した等の事由により提出できないときは、資料返却確認書（任意様式）と引換えに当該借用資料を返還するものとする。

(特別利用)

第 9 条 指定管理者は、資料の特別利用（出版物等への転載、展覧会等への貸出、調査研究を目的とした撮影、複写等）の申請があった場合は、資料特別利用許可申請書（様式第 8 号）の提出を受け、特別利用の可否を決定するものとする。

2 指定管理者は、資料の特別利用の可否を決定し、資料特別利用許可（不許可）通知書（様式第 9 号）により申請者に通知するものとする。

3 特別利用の申請者は、出版物等への転載の場合は資料 1 点につき 3,000 円、展覧会等への貸出及び研究調査を目的とした撮影・複写利用の場合は資料 1 点につき 1,000 円を利用料として支払うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(資料の帰属)

第 10 条 条例第 4 条第 1 号により収集した資料は、大崎市に帰属するものとする。

2 指定管理者は、前項の資料を大崎市に帰属させる事務手続きとして、毎年度末に大崎市物品管理規則（平成 18 年大崎市規則第 32 号。以下「管理規則」という。）第 8 条により手続きを行うものとする。

3 大崎市は、前項の規定により資料の寄附を受け入れたときは、寄附受納通知書により指定管理者に通知するものとする。

4 大崎市は、管理規則第 32 条に基づき、備品管理システムへの作成が完了したときは、完了通知書を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、年度末ごとに更新された台帳及び寄託台帳を大崎市に提出し、その承認を受けるものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、資料の取扱いに関し必要な事項は、大崎市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 3 日から施行する。

[解説] 詳細は第 5 章を参照されたいが、歴史資料館としての記念館が指定管理者制度下で有効に機能するよう大崎市教育委員会により制定された。ただし、原案は NPO 古川学人側で作成・提案したものであり、民間側から制度提案をして実現した点でも重要である。ここでは引用していないが、「資料寄贈申込書」「資料受納通知書」「資料寄託申込書」「寄託資料受託通知書」「寄託期間終了通知書」「寄託者変更届」「資料借用書」「資料特別利用許可申請書」「資料特別利用許可（不許可）通知書」の 9 様式が末尾に付く。記念館ウェブページでも公開している。（小嶋）

【資料8】「吉野先生を記念する会文書の寄贈に関する覚書」，吉野先生を記念する会 - 吉野作造記念館，2023年10月

吉野先生を記念する会文書の寄贈に関する覚書
吉野先生を記念する会（以下、「甲」）と吉野作造記念館（以下、「乙」）は、下記の事項に合意した。

記

1、甲は、吉野作造記念館内に保存されていた甲の運営に関する文書等（以下、「記念する会文書」）を乙に寄贈する

2、甲は、本覚書によって寄贈した記念する会文書の保存・管理・活用を乙に一任する

3、乙は、後日に定める「（仮称）吉野作造記念館運営文書取扱規程」に従い、本覚書によって寄贈された記念する会文書を吉野作造記念館運営文書と同様に取扱い、適切に保存・管理・活用する

4、前項に関連し、乙は本覚書によって寄贈された記念する会文書について文書選別作業を行う。

その結果として、文書の一部を乙が廃棄する場合があることに、甲は同意する

5、前項に関連し、乙が記念する会文書の一部を廃棄する場合は、事前にその旨を甲に連絡する

以上

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通ずつ保有するものとする。

令和5年10月3日

（甲）吉野先生を記念する会

氏名 高橋憲夫（印）

（乙）吉野作造記念館

氏名 氏家 仁（印）

計画が始まった1900（平成2）年からは、吉野に関する資料収集事業を古川市から委託されている。従って、同会の活動を記録した文書は、部分的には公文書に準じる性格を持つともいえる。

同会が2019（令和1）年に年誌『民本の鐘』を刊行した際、その中心を担った祇園寺則夫氏がこれら文書を参照すると同時に、その整理を行った。そして、その後の保存・活用を吉野作造記念館で引き受けることになり、本資料である「吉野先生を記念する会文書の寄贈に関する覚書」を取り交わしたのである。

「覚書」中第3項で「後日に定める「（仮称）吉野作造記念館運営文書取扱規程」に従い、本覚書によって寄贈された記念する会文書を吉野作造記念館運営文書と同様に取扱い、適切に保存・管理・活用する」とあるが、「（仮称）吉野作造記念館運営文書取扱規程」は本書63頁で述べた通り、「特定非営利活動法人古川学人文書管理規程」として定められる予定である。また、本書の編纂でも「吉野先生を記念する会文書」を参照した。

「吉野先生を記念する会文書」の多くは、長らく同会事務局長を務めた永澤喜一氏が残したものであり、文書整理には上述の通り祇園寺則夫氏、また記念館への寄贈にあたっては同会会長・高橋憲夫氏の計らいがあった。関係各位の尽力に敬意を表し、特に記して御礼申し上げる。（小嶋）

【解説】 本論で紹介したように、吉野先生を記念する会は1962（昭和37）年に発足し、長らく古川市長がその会長を務めるなど古川市による吉野作造顕彰活動の中心になった。また記念館建設